



平成27年5月20日

各位

会社名 日立造船株式会社
代表者名 取締役社長兼COO 谷所 敬
(コード番号 7004 東証第1部)
問合せ先 総務・人事部長 森本 勝一
TEL(06)6569-0013

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月20日開催の取締役会において、平成27年6月23日開催予定の第118回定時株主総会に、定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条(取締役の責任免除)および第39条(監査役の責任免除)について所要の変更を行うものであります。
なお、第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 現行定款第32条(補欠監査役の選任決議の効力)で引用する会社法の条文を相当条文に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月23日
定款変更の効力発生日 平成27年6月23日

以上

別 紙

現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款 抜 粋	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 29 条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に定める取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>社外取締役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任に関し法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 32 条 (補欠監査役の選任決議の効力)</p> <p>会社法第 329 条第 <u>2</u> 項の規定に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第 39 条 (監査役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に定める監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>社外監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任に関し法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 29 条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に定める取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任に関し法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 32 条 (補欠監査役の選任決議の効力)</p> <p>会社法第 329 条第 <u>3</u> 項の規定に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第 39 条 (監査役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に定める監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任に関し法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>